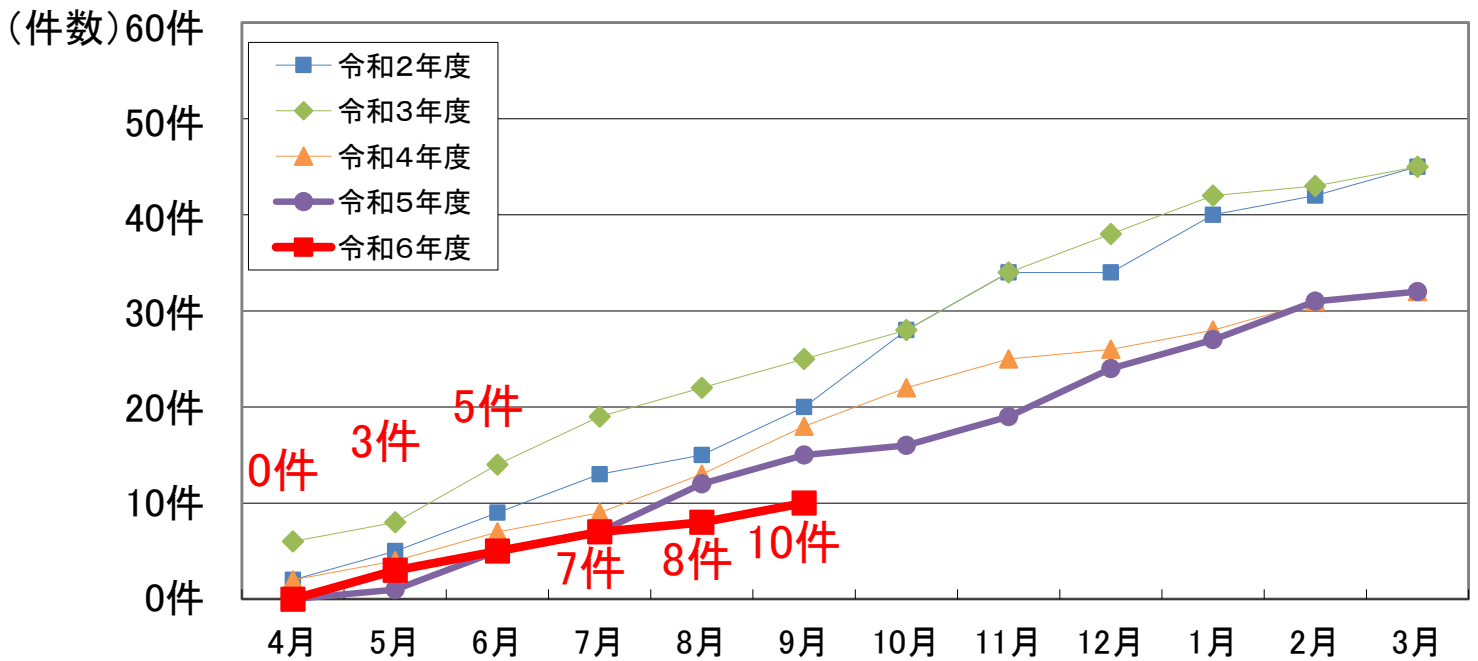


# SAFETY SUPPORT NEWS

## Contents

- 令和6年度工事事故発生状況（速報値）
- 工事事故の事例紹介
- 熱中症対策について

## 過去5年間の工事事故発生状況(令和6年度は速報値)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	5件 (3件)	9件 (4件)	13件 (4件)	15件 (2件)	20件 (5件)	28件 (8件)	34件 (6件)	34件 (0件)	40件 (6件)	42件 (2件)	45件 (3件)
令和3年度 累計 (月毎)	6件 (6件)	8件 (2件)	14件 (6件)	19件 (5件)	22件 (3件)	25件 (3件)	28件 (3件)	34件 (6件)	38件 (4件)	42件 (4件)	43件 (1件)	45件 (2件)
令和4年度 累計 (月毎)	2件 (2件)	4件 (2件)	7件 (3件)	9件 (2件)	13件 (4件)	18件 (5件)	22件 (4件)	25件 (3件)	26件 (1件)	28件 (2件)	31件 (3件)	32件 (1件)
令和5年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	1件 (1件)	5件 (4件)	7件 (2件)	12件 (5件)	15件 (3件)	16件 (1件)	19件 (3件)	24件 (5件)	27件 (3件)	31件 (4件)	32件 (1件)
令和6年度 累計 (月毎)	0件 (0件)	3件 (3件)	5件 (2件)	7件 (2件)	8件 (1件)	10件 (2件)						

## Topics

- ◆ 令和6年9月末現在の工事事故発生件数は10件で、近年同月と比較すると、最も少ないペースで推移しています。
- ◆ 一方で9月には、建設機械の稼働に関連した死亡事故が発生しております。引き続き、安全対策に向けた取り組みをお願いいたします。

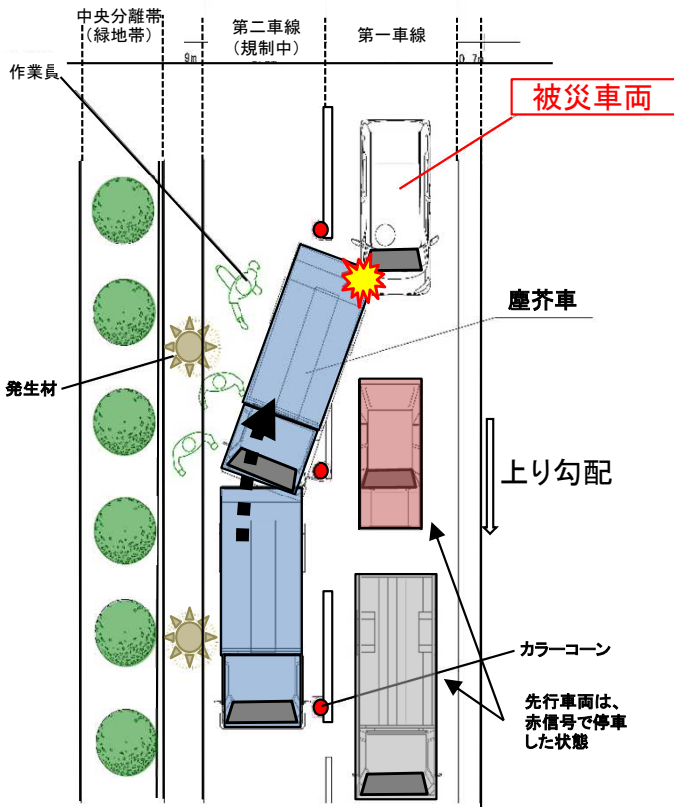


## 公衆損害（第三者車両に対する損害）

▶車線規制を伴う作業中に、一般車両を損傷させてしまった事例です。  
 第三者の往来のある現場環境においては、事故の誘発を防ぐためにも、資機材の管理には細心の注意を払っていただくようお願いいたします。

### 事事故事例（令和5年12月発生）

- ◆片側2車線の国道において、中央分離帯の除草剪定作業中、発生材の積み込みのため停車させた塵芥車が逸走し、隣の車線で信号待ちのため停車していた一般車両に接触した。
- ◆被害の程度：一般車両1台のボディ、タイヤ、ホイールを損傷（怪我人は無し）



被災車両(損傷箇所)



塵芥車(接触箇所)

### 発生要因

- 塵芥車の停車時、サイドブレーキの掛かりが甘かった。運転手は下車し積み込み作業に加わっていたが、下車時にブレーキの掛かり具合を確認しなかった。
- 輪留めを使用していなかった。
- 一連の作業（停車・発生材積み込み・発車）の繰り返しにより、当該作業に対する運転手の安全意識が低下してしまった。

### 再発防止策※

- 輪留めを運転席側前輪に設置した後、サイドブレーキの掛かり具合、輪留めの設置具合について声出し確認を行う。
- 「サイドブレーキ確認・輪留め設置」と書かれたシールを運転席に貼付する。
- 塵芥車運転手には、運転操作を第一優先とするよう指導する。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

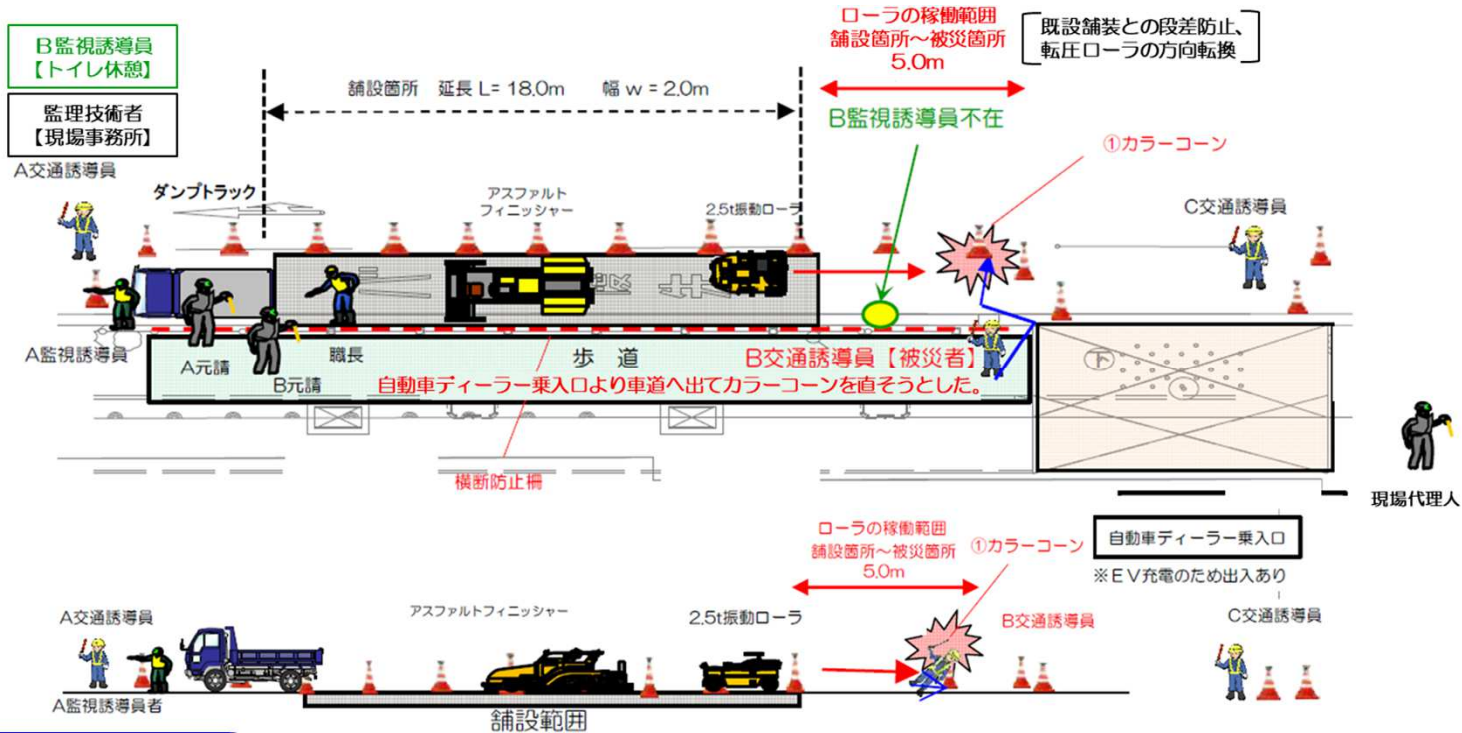


## 労働災害（建設機械の稼働に関連した人身事故）

▶建設機械（転圧ローラ）との接触により生じた負傷事故の事例です。接触防止のための物理的な対策と共に、作業員各々が、独断で予定外作業を行わないこと、現場ルールを遵守することへの意識を強く持つことが重要です。

### 事事故例（令和6年6月発生）

- ◆舗装工の転圧作業中、被災者の交通誘導員が、カラーコーンの位置を修正するため振動ローラの作業箇所に進入したところ、後進してきた振動ローラに接触し、足を負傷した。
- ◆被害の程度：作業員1名負傷（左足の骨折、全治2ヶ月見込み）



### 発生要因

- 被災者は、少しでも道幅を広く確保しようと考え、本来の作業内容でないカラーコーンの位置調整を行うために、無断で振動ローラの稼働範囲へ進入した。ローラが転圧作業中であることは分かっていたが、被災箇所までローラが後進してくるとは考えず、ローラに背を向けていた。重機作業箇所には立入らないことを指導・教育されていたが、思い込みと慣れにより、ローラの稼働範囲に立入ってしまった。
- ローラのオペレータは作業に集中するあまり、監視誘導員の不在状態に気付かぬままローラを移動させた。被災者に死角（真後ろ）から進入されたため、被災者の存在を認識できなかった。
- 監視誘導員は、被災者がローラの稼働範囲に進入することは無いと考え、個人の判断でトイレ休憩を取った結果、一時的に監視誘導員が不在となった。

### 再発防止策※

- 交通誘導員は、重機作業箇所には立入らないことと、役割以外の業務を行わないように徹底する。
- ローラ運転手と監視誘導員は、双方で手を挙げ合図を送り、互いに確認を行った後、監視誘導員の合図で目視確認しながらローラ後進することを徹底する。監視誘導員には『不在になるときは作業を一時中断すること』の現場ルール徹底とその連絡順序についての徹底を実施する。
- ローラ稼働範囲に対し、カラーコーンを設置して二重エリア明示を行い、作業員や交通誘導員との接触事故防止措置を行う。立入る必要がある場合は監視誘導員に声かけし、確実に作業を一旦停止してから立入ることを徹底する。
- 後方に障害物を感知した際に、機械制御により強制ブレーキが働くローラを使用する。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

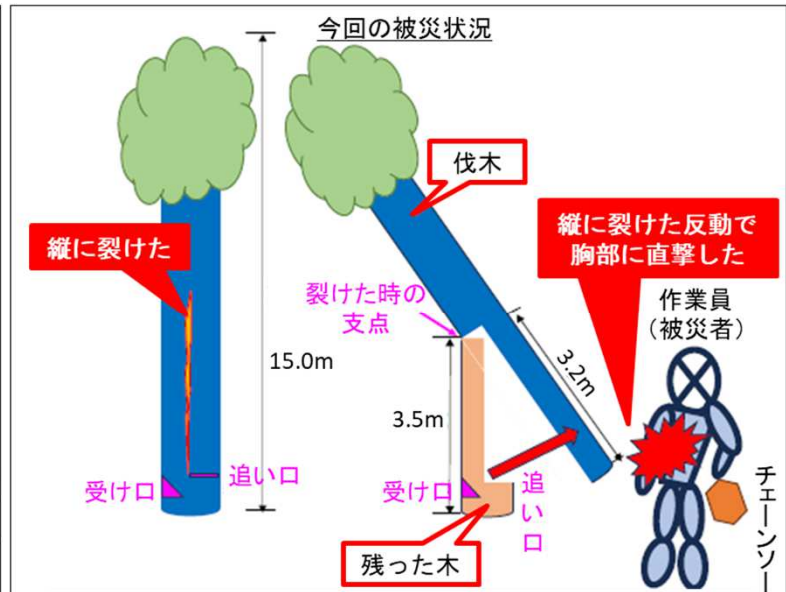
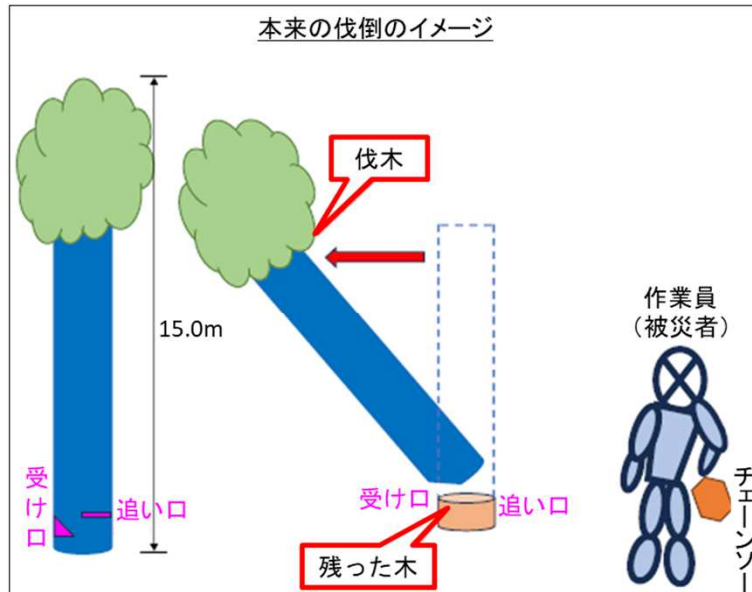


## 労働災害（資機材等の落下や下敷きで負傷）

▶伐採作業中だった樹木の裂けた幹に激突され、死亡事故となってしまった事例です。事前に裂け易い樹種の確認や、裂け止め処置を行うなど、現場状況に応じた安全対策の検討・実施をお願いいたします。

### 事件事例（令和6年2月発生）

- ◆高木（ナラ）の伐採作業において、追い口の切断作業中に伐倒の兆しがあった為、木から遠ざかり安全な追い口側に避難したものの、木が切り残しから縦に裂け、被災者の胸部へ直撃し死亡した。
- ◆被害の程度：作業員1名死亡（重症胸部外傷）



### 発生要因

- 受注者は事前に、伐採対象木の目視及び打音、木の形状、傾き、枝ぶり、大きさ、腐食等がないか調査を行っていたが、受注者の想定外に木が縦に裂けてしまった。
- 伐木は本来、受け口側に倒れる予定であり、伐倒の兆しがあった際、被災者は安全な追い口側へ避難はしていたが、木が伐倒前に裂けてしまい、高さ3.5mの箇所を支点とし回転したため、根元部分が被災者に直撃してしまった。

### 再発防止策※

- 通常の見視及び打音等による確認に加え、裂け易い木はテープを巻き危険標示を行う。危険標示を行った木に対して、樹木医の見解により貫入抵抗測定、樹木内部不朽精密診断等の追加調査を行う。
- 上記の調査結果に関わらず、木が裂けることを想定し、伐木作業前に追い口の上部をロープ等で裂け止めをしてから作業を行う。
- 事前に避難場所及び避難ルートを決め、お互い確認し合う（足元の整備も含む）。
- 伐木作業を安全に行う為、追い口側に指導者を配置し、伐木の状況に異常がないか目視等で確認を行い、異常が見られたら拡声器を用いて伐木作業者に至急避難する様伝える。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

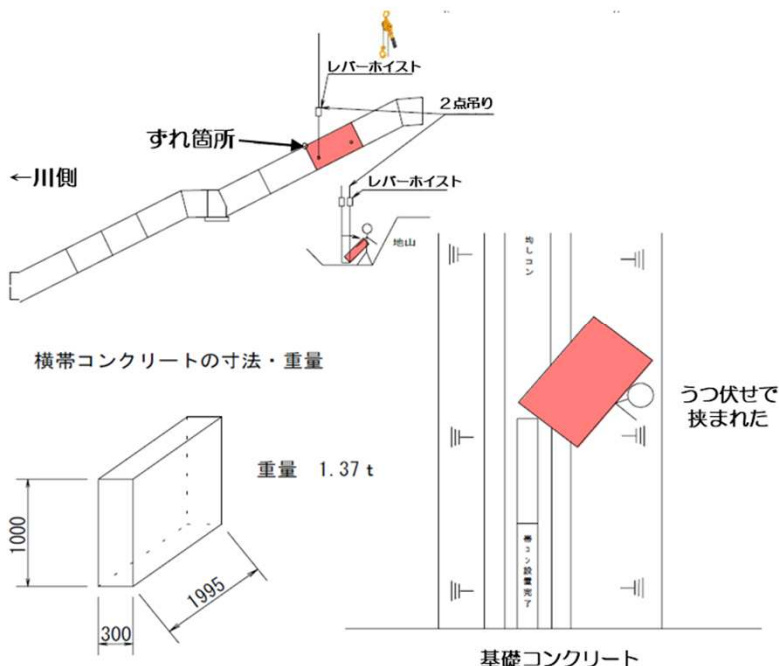


## 労働災害（資機材等の落下や下敷きで負傷）

▶吊り荷のコンクリートブロックの転倒に巻き込まれ、作業員が重傷を負った事例です。玉掛使用器具の点検計画、現場に応じた吊り作業計画の策定を通じ、安全に荷吊り作業を実施いただくようお願いいたします。

### 事事故事例（令和6年5月発生）

- ◆堤防法面にて、移動式クレーンを用いて帯コンクリートの据え付け作業中、2点吊りで据付位置の微調整を行ったところ、帯コンクリートが転倒し、付近の作業員が帯コンクリートと地山に挟まれ負傷した。
- ◆被害の程度：作業員1名負傷（肋骨骨折、外傷性気胸 等 全治3ヶ月以上）



### 発生要因

- 本来の4点吊作業を2点吊で行うなど、作業手順が遵守されていなかった。
- 玉掛器具（レバーホイスト）に不具合が発生したことにより、作業時に正常に機能しなかった。定期点検の頻度や内容が適切でなかった。
- 玉掛作業責任者は、据付微調整の前に、吊り荷の状態や、周囲に対する安全確認が出来ておらず、玉掛器具の選定や取り扱い方法についての適切な判断がなされていなかった。
- 作業員は、作業中に玉掛器具の不具合に気付かず、適切な対処ができなかった。経験や慣れによる過信により、作業に伴うリスクを軽視していた。

### 再発防止策 ※

- チェーンリングを使用し、玉掛けの4点吊りは設置後の安全確認を行うまで外さないこととする。据付微調整時には、4点吊作業を行い、別に設けた転倒防止器具を設置完了後、2点吊りのレバーホイストを追加し、高さ・位置の調整を実施する。
- 玉掛器具の使用マニュアルに基づいたメンテナンス計画を策定し、点検スケジュールを基に玉掛技能講習修了者による日常点検、作業前点検、月例点検を実施する。
- 据付微調整作業の前に吊り荷の状態や周囲の安全確認を行い、作業中には明確かつ適切な合図を送る。不具合の兆候を見逃さないため、据付微調整前に必ずレバーホイストの動作確認を行わせる。
- 作業中に気付いた異常や危険を見逃さず、作業員による異常の報告を促進する。吊り作業中は、元請監視員による監視を強化する。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。

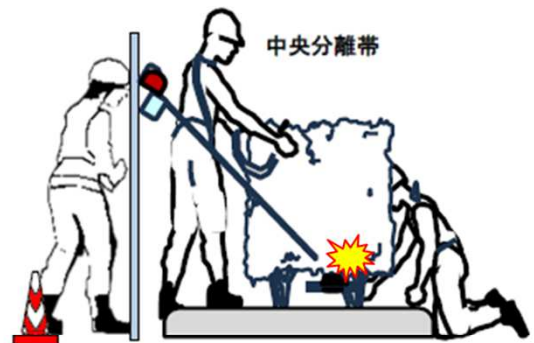
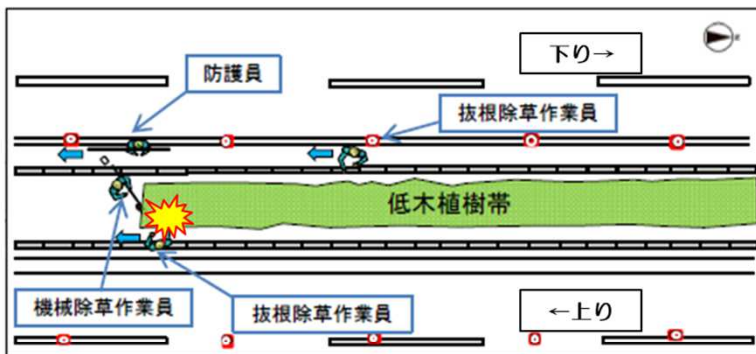


## 労働災害（その他 労働災害）

▶除草作業中に生じた、作業員と除草機材との接触事例です。  
 複数作業員が同時に異なる作業を実施せざるを得ない現場においては、作業員同士の輻輳による事故を防ぐための手順の確立が重要です。

### 事件事例（令和6年6月発生）

- ◆被災者が中央分離帯の上り線側で抜根除草作業中、下り線側の植栽帯端部まで機械除草を終え、上り線側に刈り残しを見つけた機械除草作業員が、上り線側植樹帯に除草機を入れた際、被災者の手と除草機の刃が接触し負傷した。
- ◆被害の程度：作業員1名負傷（右手挫創 全治25日）



### 発生要因

- 狭い施工エリアの中で抜根除草と機械除草を同時に実施していた上、中央分離帯低木植樹帯の上下両側で同時に別の作業を実施した。
- 肩掛け式草刈り機を使用する作業員と抜根除草をする作業員（被災者）との作業間隔が5 m以上離れて作業をする取り決めがあるにも関わらず、守られていなかった。
- 作業責任者はいたが、監視員が配置されていなかった。
- 作業責任者の作業進捗具合の把握不足により、事故当時に作業員同士が接近作業になっていたにも関わらず注意を促すことがなかった。

### 再発防止策 ※

- 抜根除草と機械除草は、同じ施工エリア内では同時に行わないこととし、単一作業の完了を待って、次の作業に移行することとする。
- 中央分離帯や歩道緑地帯の施工においては、機械除草作業員同士の接近作業を防ぐため、作業開始のタイミングをずらし、5 m以上の間隔を確保する。
- 機械除草を伴う施工箇所では、機械除草作業員の後方に監視員を配置し、作業員の接近作業や不安全行動を防止する。
- 作業責任者は現場全体の危険箇所を重点的に監視し、危険行動を発見した場合、直ちに作業員に対して是正指示を行う。

※ここで記載している「再発防止策」は、発生した事故を受けて現場状況を踏まえて立案された内容であり、その全てが法令・基準等において実施すべき内容として定められているものではありません。



## 国土交通省の取り組み

- ▶建設業における、熱中症による死傷者数は、他業種と比較しても多い傾向にあります。※ 建設現場の現場環境改善に向けた国土交通省の取り組みをご紹介します。

※厚生労働省 報道発表資料 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40473.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40473.html)

- ▶工事の安全施工のための、技術上の留意事項等を示した「土木工事安全施工技術指針」において、熱中症対策として「高温多湿な作業環境下での必要な措置」の内容が記載されています。

(土木工事安全施工技術指針 第2章－第1節－4項 高温多湿な作業環境下での必要な措置)

掲載資料URL [https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000801350.pdf](https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000801350.pdf)

### (概要)

作業場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱を遮ることのできる遮蔽物や、簡易な屋根等の設置</li> <li>・適度な通風または冷房を行う為の設備の設置</li> <li>・飲料水の配備</li> </ul>	} 作業場所のWBGTの低減に努めること
休憩場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場所近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所の設置</li> <li>・適度に身体を冷やすことのできる物品及び施設の設置</li> </ul>	
作業時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の休止及び休憩時間を確保し、連続する作業時間を短縮</li> <li>・計画的に熱への順化期間を設ける</li> </ul>	
指導・実施確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業前後の水分、塩分の摂取の指導</li> <li>・透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導</li> <li>・各種対策の実施状況の確認を行うとともに、必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行う</li> <li>・高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること</li> </ul>	

- ▶建設工事における熱中症による労働災害防止に向けた取り組みとして「建設現場における熱中症対策事例集」を作成し、建設現場で実施されている熱中症対策事例をご紹介します。

掲載資料URL <https://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/290331jireisyuu.pdf>



# 熱中症対策について

## 関東地方整備局直轄工事における対策事例（令和5年度の事例より）

日よけ用の屋根の設置



送風ファンの設置



経口補水液・飲料水の配備



塩タブレットの配備・摂取指導



ウェアラブルデバイスの使用

